

## 平成24年度 第23回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成25年3月4日（月）午前10時～12時

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

#### 【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将一
係長	遠藤公亮	係長	新高謙一
係長	有岡博己		

【傍聴者】 なし

### 4 議題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第2号 職員の昇任選考について

議案第3号 行政職職員の海事職への転任の承認について

### 5 議事の公開・非公開

議案第1号を公開とし、議案第2号及び第3号を非公開とした。

### 6 議事

#### 1 議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

県議会から意見聴取のあった条例案について、以下のとおり回答しようとするもの。

① 条例案の名称

- 議案第35号 鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例の設定（職員の給与に関する条例の一部改正）について
- 議案第42号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第43号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
- 議案第44号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

② 条例案の概要

**議案第 35 号 鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例の設定（職員の給与に関する条例の一部改正）について**

1 条例の改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、新型インフルエンザ等が発生した際、他の地方公共団体等から派遣される職員に新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することができることとなったことに伴い、法令の規定に基づき、当該手当の額を定める。

＜参 考／給与条例改正の趣旨及び本委員会の意見について＞

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策本部を設置することとされた。併せて、法令の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のために派遣された職員には、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給できることとなった。
- このため、当該対策本部等に関し必要な事項を定める新条例を今議会に上程し、併せて、当該新条例の新設に伴う関連条例の改正ということで、当該新条例の附則において職員の給与に関する条例の一部を改正し、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により準用することとされる災害対策基本法及び同施行令の規定に基づき、条例で定めることとされた当該手当の額を設定するものである。
- 人事委員会への意見照会は地公法第5条第1項の「職員に関する事項」について行われるものであることから、本委員会が行う条例意見は、改正給与条例案の該当部分に対して行うこととする。

2 改正の概要

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額は、現行の災害派遣手当の額と同額とする。

＜参 考／本県の災害派遣手当の額（給与条例第11条の10第2項）※金額は日額＞

利用施設の区分	公用の施設等	左記以外の施設
滞在期間		
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間		5,870円
60日を超える期間		5,140円

- (2) 施行期日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行日（法公布日（平成24年5月11日）から1年以内の政令で定める日）

**議案第 42 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について**

1 条例の改正理由

- (1) 公立学校の教諭、養護教諭等が心身に著しい負担を与える業務に従事するときに支給する教員特殊業務手当について、支給の対象とする業務の見直しを行う。
- (2) 組織の見直しによる生活環境事務所の設置に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 教員特殊業務手当の対象から特別支援学校又は特別支援学級における児童又は生徒に対する直接指導の業務を除外する。
- (2) 種雄牛馬等取扱手当、狂犬病予防等業務手当及び環境衛生検査等業務手当の支給対象に、生活環境事務所に勤務する職員を加える。

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成 25 年 4 月 1 日とする。

**議案第 43 号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について**

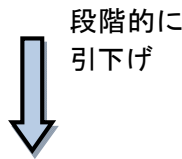
**1 条例の改正理由**

国家公務員の退職手当の給付水準の見直しが行われたことを踏まえ、職員の退職手当の支給水準を引き下げる。

**2 改正の概要**

- (1) 退職手当に係る調整率を平成 25 年度中は 100 分の 98、平成 26 年度中は 100 分の 92、平成 27 年度以降は 100 分の 87（現行 100 分の 104）とする。

適用期間		調整率
現 行		104/100
経過 措置	25 年度	98/100
	26 年度	92/100
27 年度以降		87/100



- (2) 平成 20 年度に給料月額が減額改定を受けた職員に対する退職手当の特例を廃止する。

<参 考/特例措置の内容>

退職時の給料月額が平成 21 年 1 月の給与改定（行政職 1・2 級相当を据置き、同 3 級相当以上を 3.5%減額）前の額を下回る場合に、平成 20 年 12 月時点での在職年数による支給率と給料月額により退職手当の基本額を算出し、給与改定による減額分を補填するもの。

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成 25 年 4 月 1 日とする。
  - イ (2)の廃止について、平成 27 年 3 月 31 日までの間その影響額を 2 分の 1 とする経過措置を講ずる。

退職日の属する年度	経過措置
25 年度	経過措置があった場合の額と本則額との差額の 1 / 2 を支給
26 年度	
27 年度以降	廃止

**議案第 44 号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について**

**1 条例の改正理由**

業務の円滑な実施に必要な組織体制が確保された公益的法人等への職員の派遣を行わないこととするに伴い、当該公益的法人等を職員を派遣することができる公益的法人等から削る。

**2 改正の概要**

- (1) 職員を派遣することができる公益的法人等から公益財団法人鳥取県体育協会を削る。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成 25 年 4 月 1 日とする。

**③ 条例案に対する人事委員会の判断（案）**

- (1) 議案第35号関係

法令の規定に基づいて新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額を定めることに伴い、当該手当の額を国の基準に従い現行の災害派遣手当の額と同額に設定しようとするものであり、異議はない。

- (2) 議案第42号関係

教員特殊業務手当について、業務の特殊性・困難性の観点から、支給の対象となる業務を実態に即して見直そうとするものであり、異議はない。

(3) 議案第43号関係

国家公務員の退職手当の給付水準の見直しが行われたことを踏まえ、当委員会が行った民間実態の調査結果や他県の状況も勘案しながら、国家公務員に準じて退職手当の支給率を引き下げ、また、特例的な取扱いを見直そうとするものであり、異議はない。

(4) 議案第44号関係

職務上必要な派遣先の整理を行おうとするものであり、異議はない。

2 議案第2号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

3 議案第3号

行政職職員の海事職への転任の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

7 次回の人事委員会の開催
---------------

平成25年3月14日（木）午前10時から開催することとした。